

1. 一般事項

取引期間に当社が行った発注には、以下に記された購入条件のみが適用されるものとする。サプライヤーの一般取引条件からの逸脱、またはそれに対する異議申し立てや追加は、当社が個々のケースでそれに対して明確に異を唱えない場合も、効力を持たない。ただし、その事項について当社が事前に書面で明確に承認した場合を除く。サプライヤーは本購入注文の受注をもって、この購入条件のみが有効であることを受諾したこととする。

2. 契約の成立

2.1 当社からの注文は、早くとも書面による注文書を提出した時点、もしくは注文確認書をもって成立するものとする。

2.2 当社の注文にその拘束期間が明確でない場合、サプライヤーは注文日から1週間以内に書面で注文番号と日付を明記して承認しなければならない(受注)。また、注文に関するすべての書面のやり取りでも、同様に上記の情報が含まれていなければならない。当社が注文確認書を書面で受領することが、期限内に受注することにおいて不可欠である。注文内容に変更が生じる場合は、注文確認書に明示し、その変更は新規の申し出として、当社に承認されなければならない。

2.3 ファックスや電子メールによる当社の注文書およびサプライヤーの注文確認書も書面とみなす。

3. 納品期日および納期の遅延

3.1 注文書に記載された納品期日は拘束力を持つ。サプライヤーが何らかの事由で合意した納品期日を守れない場合、サプライヤーは直ちに当社に書面で通知しなければならない。その際には、新たな納品期日も通達すること。また、納期前に納品される際は、当社の承認が必要となる。

3.2 サプライヤーが、サービスを履行しない場合、合意した納品期日以内に納品できない場合、または遅れて納品する場合、当社の権利は法規定に従って定められる。その場合も、本条件の3.3項は影響を受けない。

3.3 サプライヤーが遅れて納品した場合、当社は暦週ごとに正価の1%を違約金として請求することができる。ただし、請求額は納品が遅れた製品の正価の5%を上限とする。当社はサービス履行に加え、サプライヤーが負う法規制に沿った損害賠償の最低限度額として違約金を請求する権利を有する。さらなる損害賠償請求権はその場合も影響を受けない。遅れて履行されるサービスを当社が受ける場合、違約金の支払いは遅くとも最終支払いまで有効とする。

4. 納品、梱包、保険およびエネルギー消費効率

4.1 製品は、ドイツ国内において、書面で別途合意がない限り、注文書に記載される場所にサプライヤーの輸送費負担で納品される。

4.2 サプライヤーは、輸送方法および輸送に要する時間を当社に最も有益となるよう手配しなければならない。

4.3 すべての出荷書類、納品契約に関連する書類には、製品説明、当社の材料番号および注文番号、注文日、注文数量、そして梱包方法が含まれていなければならない。貨物運送状の申告が不正確であるために起きた事については、サプライヤーが責任を負う。

4.4 製品の不慮の損害や劣化のリスクは、サプライヤーが責任を負う。そして、そのリスク責任は製品を引き渡し場所(15項を参照)にて当社に引き渡されて初めて当社へ移る。

4.5 梱包の際、サプライヤーはそれに関する法的規定、中でも特に梱包規制を厳守しなければならない。サプライヤーが梱包材の返送を求める場合、出荷書類にその旨を明記しなければならない。そうした指示が欠ける場合、当社はサプライヤーの費用負担で空容器を処分する権利を持つ。使い捨ての梱包材に關しても同様である。

4.6 エネルギーの効率的利用は、当社の企業理念において重要な要素である。天然資源の利用、省エネ、環境を考慮した手段を使うなど、環境意識が高く、無駄のないエネルギー利用を義務付ける。当社の依頼に応じて、サプライヤーはエネルギー効率評価のデータシートも提出しなければならない。サプライヤーは全ての環境関連法令を遵守する必要があります。

4.7 ISO50001規格に基づき、DMG MORI AGはエネルギーマネジメントシステムの実施に成功しています。DMG MORI AGの各拠点は「資源を大切に、有効に利用する」と要求されています。

5. 輸出規定およびコンプライアンス

5.1 サプライヤーは、該当国および国際的な関税法と外国貿易法の必要条件を満たし、当社が該当国および国際的な関税法と外国貿易法の法令を順守するのに必要な情報をすべて、注文確認書、請求書、納品書で伝える義務を負う。輸出品目番号および(または) ECCN番号、商品コードは特に重要である。

5.2 サプライヤーは、該当する法秩序の法律および当社のコンプライアンス行動規範を順守する義務を負う。コンプライアンス行動規範はインターネットサイトの<https://ag.dmgmori.com>を参照。

5.3 サプライヤーは現在有効な最低賃金法(MiLoG)の法的規定を順守すること。特に、被雇用者に対して最低賃金を期日通りに清算して支払わなければならない。サプライヤーの最低賃金法に基づく義務違反から発生する、第三者(特に被雇用者、社会保険業者、税務局)からの申し立てについて、サプライヤーは当社に補償すること。サプライヤーが委任した下請け業者および(または)貸主、さらにその下請け業者および(または)貸主に対して最低賃金法の義務を違反する場合も、上記と同様である。この補償義務は、最低賃金法違反が原因で発生する民事責任および公法に応じて科される罰金の両方を対象に存在する。この補償義務は、他にも、社会保険業者や税務局からの請求に関しても有効である。また、サプライヤーは、最低賃金法違反に際して起こるすべての必要費用(特に訴訟費用と弁護士費用)を当社に補償すること。当社のその他の損害賠償請求権は、その場合も影響を受けない。

5.4 サプライヤーが本条件の5項で示した義務を過失により違反する場合、当社はその他の請求権を損なうことなく、法規定に従って、契約を解除または解約

する権利を有する。

6. 価格および支払い

6.1 注文書に記載された価格は固定価格である。書面で異なる合意がない限り、固定価格には、サプライヤーによる全サービス内容の固定価格、補助サービス(例:組み立て、取り付け)、雑費(例:適切な梱包費、運送保険、賠償責任保険を含む輸送費、輸入の際の通関に伴う費用)を含む。

6.2 請求書は、納品後直ちに正副2通送付されなければならない。請求書には、注文番号、製品番号、製品名、製品説明、製品価格、数量、請求金額、サプライヤー側の担当者連絡先、支払い条件、業者番号を記載すること。上記の情報がない場合、請求書は支払い不可となる。

6.3 書面で別途合意がない限り、納品、サービス提供、および規定に沿った請求書の送付完了後14日以内に当社による支払いが行われる場合には、正規価格から3%割引が適用される。30日以内の支払いの場合には、正規価格が支払われる。

6.4 当社は、延滞利息を支払わない。支払いに遅れが生じた場合は法規定に従うが、いずれにおいてもサプライヤーからの書面による催促状を要する。

6.5 当社は、法規定に従って、相殺の権利、留置権、同時履行の抗弁権を有する。特に、サプライヤーの未完了のサービスや不備のあるサービスに対して申し立てをしている間は、支払いを保留する権利を有する。サプライヤーは、反対債権が法的拘束力を持ち、議論の余地がない場合のみ、相殺の権利や留置権を有する。

6.6 サプライヤーは、事前に当社の書面による承認なしに、当社に対する要求を第三者に委譲する権利を持たない。

7. 保証

7.1 製品に物的欠陥または不正行為がある場合やサプライヤーにその他義務違反がある場合、後述で別途規定がない限り、当社の権利は法規定に従う。

7.2 製品検査と瑕疵の通知義務は、以下のように法規定が適用される:製品受領後の当社による製品検査義務は、納品書を含む外観目視チェックによる入荷検査や抜き取り検査による品質検査で明らかになった瑕疵に限られる(例:輸送途中で起きた損傷、誤出荷、不足)。さらに、どこまで検査が行われるべきかは、個々のケースの状況下で適切な日々の業務状況に応じて決める。後に発見された瑕疵についての当社の通知義務は、制限されない。いずれにせよ、当社による瑕疵への非難(瑕疵の通知)は、10営業日以内にサプライヤーに受領されれば、速やかかつ期限内であるとみなす。

7.3 当社が定めた適切な期間以内に、当社の意向に基づいた、瑕疵の改善(補修)もしくは瑕疵のない製品の納品(交換)といった追加業務の義務をサプライヤーが怠る場合、当社は自ら瑕疵を改善し、それに伴った費用を請求、またはそれに伴う費用を事前に請求することができる。サプライヤーによる追加業務が不成功に終わった場合または当社にとってそれが不当な場合(例:急を要する場合、業務の安全が脅かされた場合、必要以上の切迫した損害が発生した場合)には、その期限は設けない。そのような状況において、当社は直ちに、そしてできる限り早期にサプライヤーに知らせる。

7.4 当社による書面での瑕疵の通知をサプライヤーが受領することをもって、サプライヤーが当社の申し立てを拒否する、不具合の改善を完了させず、もしくはサプライヤーが当社の申し立てを拒否するまで、保証の時効期間は中断される。交換品の納品や不具合の改善をもって、交換もしくは補修された部分の保証の時効期間は新たに開始される。ただし、サプライヤーの態度に応じて、サプライヤーが義務としてではなく、善意の印や類似の事由のみで、交換品の納品や不具合の改善を行っている場合も当社がみなす場合を除く。

8. 製品責任および製造業者責任とそれに関する保険

8.1 当社が第三者から、人的損害または物的損害で製品責任と製造業者責任の申し立てを受け、その損害がサプライヤーの製品に起因する場合、サプライヤー自身が第三者との関係に責任を負う場合に限り、サプライヤーは上記の申し立てについて当社に補償すること。

8.2 当社が書面で別途合意していない限り、サプライヤーは人的損害または物的損害1件につき保険金最低500万ユーロを一括補償する企業賠償責任保険、製造物責任保険、環境汚染賠償責任保険に加入しなければならない。さらに、サプライヤーは財産的損害について最低100万ユーロを補償する保険にも加入しなければならない。サプライヤーは、当社が求めなくとも、当社への最初の納品前、そして最低でも年に一度、有効な保険の補償範囲の証明を書面で送付すること。

9. CE適合宣言書・製造業者宣言書

納品された製品は、各製品に該当する規定、ガイドライン、基準を満たしていること。EC機械指令に準拠する製品の製造業者宣言書や適合宣言書(CE)が必要な場合、サプライヤーは上記書類を発行し、要求に応じて直ちに提出しなければならない。

10. 著作権

納品をもって、図面によって得たもの、モデルから得たもの、また特定の情報をおして得たものの知的財産権(著作権およびその他の所有権)は、当社が明確に保有するものとする。サプライヤーに供給された情報、図面、型は、第三者に知られてはならない。サプライヤーが過失によりこの規定に違反した場合、サプライヤーはその責任を負う。

11. 製造手段

当社が注文の履行のためにサプライヤーに供給するモデル、機械、型、図面、その他の書類は当社が所有権を留保する。製造手段とその過程で生じる複製は、当社の注文を履行するためのみに使用すること。書面で別途合意がない限り、注文の履行完了後、当社からの要求がなくとも、上記を当社に返還すること。図面とその他の書類は、注文のために用意され、その注文においてのみ重要で

ある。サプライヤーは、注文を履行する際、前の注文からの変更の有無に関わりなく、その注文のためにサプライヤーに対して用意された書類のみに従うこと。つまり、サプライヤーに渡された図面は、当社内で行う変更の対象外である。ミュンヘン/ゲーレッツリート工場では、最後に送付された変更の印付きの図面が常に有効である。万が一、上記に不履行があった場合、サプライヤーが責任を負う。サプライヤーは、サプライヤーに対して用意された製造手段を適切に取り扱い、保管する義務を負う。紛失、損傷した場合、サプライヤーは損害賠償の義務を負う。

12. 加工業務

12.1 当社はいずれの場合においても、当社から供給された原材料の所有権を保有する。加工の際、その完成品および半製品の所有権は当社に帰属し、ドイツ民法典第950条1項に従って、当社がその製造者となる。サプライヤーは、管理者に過ぎない。新しくできた生産物が供給された物よりも価値がある場合も、上記が適用される。しかしながら、当社を保障するため、その加工品は、所有権保留のまま供給された品の価値のみに対応していること。

12.2 原材料の欠陥や供給された原料の寸法のずれによる余分な業務は、当社が事前にそれを書面で承認している場合のみ請求される。加工途中に、当社から供給された原材料に欠陥が発見された場合は、直ちに報告すること。さらなる加工は、当社から指示を出すまで中止しなければならない。

13. 予備部品

13.1 サプライヤーは、当社に納品された製品用の予備部品を納品後最低10年間保持する義務を負う。

13.2 上記13.1項を順守した上で、サプライヤーの意向により、当社に供給された製品の予備部品の製造を中止する場合、サプライヤーは直ちに当社へ通知すること。

14. 保証の時効

契約上の瑕疵の保証期間は、リスクの移転（4.4項参照）から3年とするが、それは各ケースにおいて、法規定による時効期間がそれよりも長い場合はそちらの長い期間が有効となる。さらに、契約当事者の相互の申し立ては、法規定に従って時効が設けられる。

15. 履行場所および管轄裁判所

各当事者にとって履行場所とは、常に当社が指定した納品先とする。専属的裁判管轄地は、発注が行われた場所とする。この契約関係には、ドイツ法が適用され、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されない。